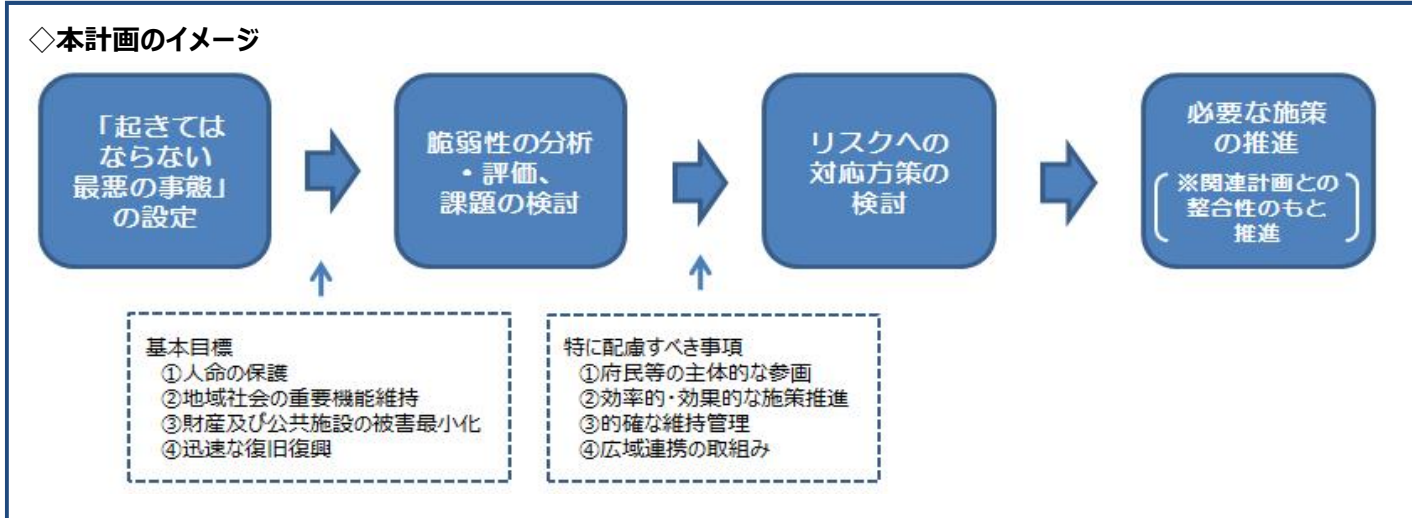


# 大阪府強靱化地域計画（骨子案）【概要版】

| 第1章 基本的な考え方             |  |
|-------------------------|--|
| <b>1 計画の策定趣旨</b>        |  |
| ○ <b>【策定経緯】</b>         | 国において、平成25年12月に「国土強靱化基本法」が公布・施行。平成26年6月には、「国土強靱化基本計画」が閣議決定。地方公共団体は「国土強靱化地域計画」を策定することにより、大規模自然災害等に備えるための施策等を総合的に推進するための枠組みが整備された。 |
| ○                       | これを踏まえ、いかなる事態が発生しても人命と財産を守るとともに、都市・社会が機能不全に陥らない経済社会のシステムを確保するため、地震・津波対策や風水害対策をとりまとめ、「大阪府強靱化地域計画」を策定。                             |
| <b>2 計画の位置づけ</b>        |  |
| ○                       | 府の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画以外の強靱化に関する府の計画等の指針となるべきものとして策定。   |
| <b>3 基本的な方針</b>         |  |
| ○ <b>【基本目標】</b>         | ① 人命の保護が最大限図られる ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される<br>③ 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興   |
| ○ <b>【対象とする災害（リスク）】</b> | 大規模自然災害〔地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）〕を対象とする。  |
| ○ <b>【計画の期間】</b>        | 平成36(2024)年度までを見据えて策定。今後の強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、強靱化の施策の推進状況等を踏まえつつ、概ね5年後に見直す。   |

| 第2章 大阪府の特性            |  |
|-----------------------|--|
| <b>1 地域特性</b>         | （大阪府の地域特性について記載）   |
| <b>2 災害の歴史</b>        | （大阪府の地震・津波、風水害に係る歴史とこれまでの府の対応について記載）   |
| <b>3 府が強靱化に取り組む意義</b> |  |
| ○                     | いかなる事態が発生しても、人命と財産を守るとともに、「日本の成長をけん引する東西二極の一極」として、災害に対する「強さ」と「しなやかさ」を持った内外から信頼される安全・安心な地域・経済社会を構築する。 |



| 第3章 脆弱性評価           |  |
|---------------------|--|
| <b>1 評価の枠組み及び手順</b> |  |
| ○                   | 内閣官房国土強靱化推進室策定の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（平成26年3月策定、平成27年6月一部改訂）に基づき、大規模災害に対する脆弱性評価を行うこととし、基本計画を参考に、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして43の「起きてはならない最悪の事態」を設定。（裏面参照） |
| <b>2 評価の実施</b>      |  |
| ○                   | 「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現在、実施している施策を精査し、個別施策ごとの課題を分析するとともに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価する。   |

| 第4章 取組みにあたっての考え方        |   |
|-------------------------|---|
| <b>1 特に配慮すべき事項</b>      |   |
| ○                       | 府民等の主体的な参画<br>国、府、市町村、住民、事業者、地域、ボランティア等それぞれが主体となり、「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、適切な連携と役割分担により取組みを推進。          |
| ○                       | 効率的・効果的な施策推進<br>優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。 |
| ○                       | 的確な維持管理<br>高度経済成長以降に建設された公共施設等が一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点からできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。                    |
| ○                       | 広域連携の取組み<br>関西広域連合の「関西防災・減災プラン」と整合を図り、近隣府県との相互応援協定、広域災害に備えて全国知事会と締結した広域応援協定等に基づき、広域的な連携強化に努める。      |
| <b>2 施策の推進とPDCAサイクル</b> |   |
| ○                       | 限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるためには、施策の優先度を考慮しながら進める必要。本計画に位置づける個別の施策については、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていく。   |
| ○                       | 個別の施策は、基本的にそれぞれ関連付けられる計画において、進捗管理、評価等（PDCA）を行う。本計画は、毎年、進捗状況を集約し、概括的な評価を行い、進捗管理を行う。                  |
| ○                       | 強靱化に関連する他の計画を策定・見直しする際には、本計画との整合性について留意する。  |

| 第5章 具体的な取組み  |  |
|--|--|
| <b>1 施策分野</b>  |  |
| ○  | 脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策を抽出し、整理するため、本計画の対象とする施策分野を、基本計画を参考に、以下のとおり設定。<br>①行政機能／警察・消防等 ②住宅・都市 ③国土保全・利用 ④交通・物流 ⑤保健医療・福祉<br>⑥産業 ⑦農林水産 ⑧環境 ⑨情報通信 |
| <b>2 施策分野ごとの取組み</b>                                  |  |
| ※施策の具体的な内容・指標等は、今後、成案化へ向けた検討の中で、関係部局と調整のうえ、内容を深める予定。 |  |

(参考)

起きてはならない最悪の事態

| 基本目標  | 事前に備えるべき目標  | 起きてはならない最悪の事態  |
|---|---|--|
| I. 人命の保護が最大限図られる  | 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる   | 1-1 都市部での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生         |
|   |   | 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災                                    |
|   |   | 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生                                    |
|   |   | 1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水                              |
|   |   | 1-5 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり府域の脆弱性が高まる事態 |
|   |   | 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生                        |
|   | 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）                       | 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物質供給の長期停止                         |
|   |   | 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生                                 |
|   |   | 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足                   |
|   |   | 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶                           |
| 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する  | 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水食料等の供給不足   |  |
|   | 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺                                     |  |
|   | 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生  |  |
|   | 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化  |  |
| II. 府及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される   | 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発   |  |
|   | 3-3 府庁機能の機能不全   |  |
|   | 3-4 行政機関（府庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下   |  |
|   | 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止  |  |
| III. 府民の財産及び公共施設に係る被害の最小化   | 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する  | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態                  |
|   |   | 5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による企業の生産力低下                 |
|   | 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない                                | 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止                     |
|   |   | 5-3 コンビナート・重要な産業施設等の損壊、火災、爆発等                            |
|   |   | 5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響                             |
|   |   | 5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止                |
|   |   | 5-6 金融サービス等の機能停止により取引に甚大な影響が発生する事態                       |
|   |   | 5-7 食料等の安定供給の停滞  |
| 6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止                       |   |  |
| IV. 迅速な復旧復興   | 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 | 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止                                     |
|   |   | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止                                  |
|   |   | 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態                                    |
|   |   | 6-5 異常湧水等により用水の供給の途絶                                     |
|   |   | 7-1 市街地での大規模火災の発生  |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない  | 7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生  |  |
|   | 7-3 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺   |  |
|   | 7-4 ため池、ダム、防災施設、雨水幹線、排水ポンプ、天然ダム等の崩壊・機能不全による二次災害の発生                            |  |
|   | 7-5 有害物質の大規模広散・流出   |  |
|   | 7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大   |  |
|   | 7-7 風評被害等による地域経済等への甚大な影響  |  |
|   | 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する                                  | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                  |
| 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |   |  |
| 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                 |   |  |
| 8-4 鉄道・道路・空港等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態                                |   |  |
| 8-5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態                         |   |  |